

2020年度 防災業務計画の年度末の定期修正実施要否について

1. 要旨

志賀原子力発電所 原子力防災業務計画の定期修正実施の要否の検討を行った結果、修正が必要な事項は、次回にまとめて修正ないし読替による対応としたい。

2. 修正が必要な事項

(1) 内部要因

志賀原子力発電所 原子力防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）の定期レビューをした結果、修正が必要な事項は抽出されなかった。

(2) 外部要因

a. 法令等の改正

令和2年10月28日に一部改正された「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」にて、別紙1のとおり記載の変更がなされている。

本記載変更は新規制基準適合のタイミング（EALの判断基準の切替時期）を明記したものであり、現時点の志賀においては直ちに修正が必要な事項でないと考えられるため、次回の防災業務計画の修正のタイミングに、本件の反映をまとめて行うこととしたい。

b. 関係機関の組織名称変更

令和3年4月1日付で、関係機関の組織名称が変更（氷見市消防本部⇒高岡市消防本部）される。

氷見消防本部は当社からの通報連絡先の一部であるため、組織名称変更した場合には防災業務計画の変更が必要であるが、組織名称の変更は「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」において“軽易である場合”に該当するため、別紙2のとおり読替対応に係る事務手続きを行うこととしたい。

以上

「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」改正内容（関連部分抜粋）

改正前	改正後
<p>※「当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、<u>炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。</u></p>	<p>※「当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、<u>平成25年7月8日以後に炉規法第43条の3の8第1項の許可（同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。以下「第4号変更許可」という。）を受けていない場合、又は平成25年7月8日以後に第4号変更許可を受けた施設にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合をいう。</u></p> <p>①<u>令和2年4月1日以後に工事に着手される施設 第4号変更許可後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査（炉規法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。以下同じ。）の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了していない場合</u></p> <p>②<u>令和2年4月1日前に工事に着手された施設 第4号変更許可後最初の使用前検査（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条による改正前の炉規法第43条の3の11第1項に規定する使用前検査をいう。以下同じ。）における、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第3号）による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「旧規則」という。）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項に係る検査が終了していない場合</u></p>

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表 (案)

現 行	読替後	備 考
<p data-bbox="516 562 928 737">志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="617 1346 825 1388">令和2年8月</p> <p data-bbox="587 1476 863 1518">北陸電力株式会社</p>	<p data-bbox="1626 562 2039 737">志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1727 1346 1935 1388">令和2年8月</p> <p data-bbox="1697 1476 1973 1518">北陸電力株式会社</p>	<p data-bbox="2398 1329 2783 1402">法令上の修正手続きでないため見直ししない</p>

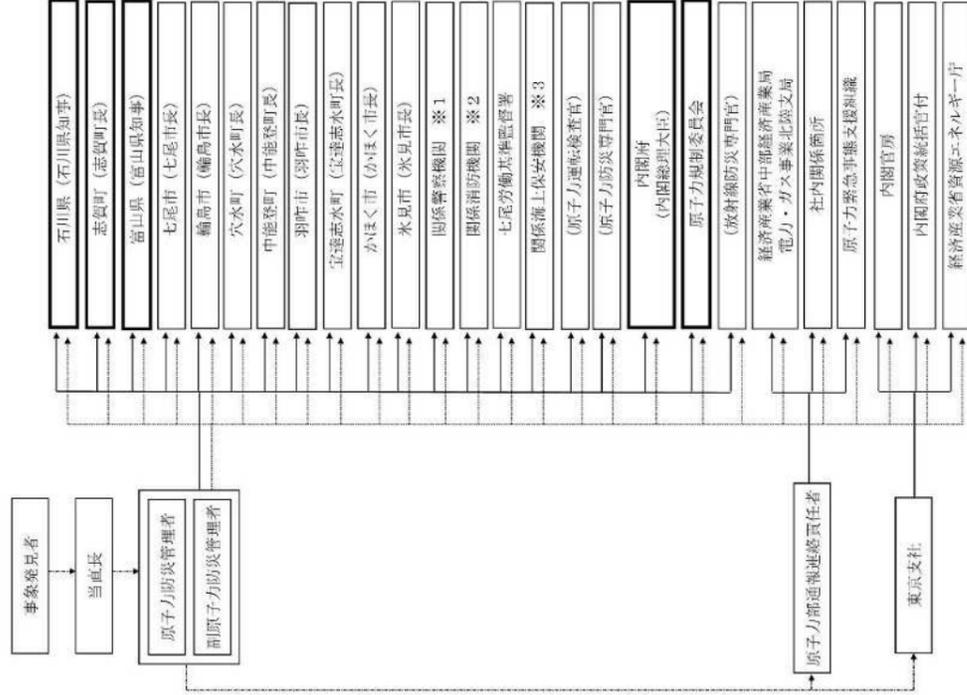
現 行			読替後			備 考
修正履歴			修正履歴			
修正番号	年 月 日	内 容	修正番号	年 月 日	内 容	
—	H12.6.16	施行	—	H12.6.16	施行	
1	H13.5.29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に 伴う修正	1	H13.5.29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に 伴う修正	
2	H14.9.4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政 機関再編等に伴う修正	2	H14.9.4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政 機関再編等に伴う修正	
3	H16.8.2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電 所組織改編等に伴う修正	3	H16.8.2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電 所組織改編等に伴う修正	
4	H18.3.8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機 関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編 に伴う修正	4	H18.3.8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機 関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編 に伴う修正	
5	H19.3.1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	5	H19.3.1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	
6	H20.3.7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	6	H20.3.7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	
7	H21.2.27	記載の適正化に係る修正	7	H21.2.27	記載の適正化に係る修正	
8	H22.3.15	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の 常時伝送化に伴う修正	8	H22.3.15	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の 常時伝送化に伴う修正	
9	H25.3.18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	9	H25.3.18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	
10	H25.12.1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	10	H25.12.1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	
11	H26.10.22	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	11	H26.10.22	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	
12	H28.4.1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	12	H28.4.1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	
13	H29.3.31	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	13	H29.3.31	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	
14	H29.10.30	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	14	H29.10.30	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	
15	H31.3.31	社内組織改編等に伴う修正	15	H31.3.31	社内組織改編等に伴う修正	
16	R2.4.1	発送電分離等に伴う修正	16	R2.4.1	発送電分離等に伴う修正	
17	R2.8.21	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	17	R2.8.21 <u>(R3.4.1)</u>	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正 <u>(社外の通報連絡先の組織名称の変更に伴う読替)</u>	読み替え理由を追記

現 行	読替後	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 関係機関との連携</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事務組合消防本部、かほく市消防本部、氷見市消防本部、石川県警察本部、羽咋警察署、七尾警察署、輪島警察署、津幡警察署、富山県警察本部、氷見警察署、第九管区海上保安本部、第九管区海上保安本部金沢海上保安部、第九管区海上保安本部七尾海上保安部、第九管区海上保安本部伏木海上保安部、発電所周辺医療機関その他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 その他</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 附則</p> <p>本計画は、<u>令和 2 年 8 月 2 1 日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 関係機関との連携</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事務組合消防本部、かほく市消防本部、高岡市消防本部、石川県警察本部、羽咋警察署、七尾警察署、輪島警察署、津幡警察署、富山県警察本部、氷見警察署、第九管区海上保安本部、第九管区海上保安本部金沢海上保安部、第九管区海上保安本部七尾海上保安部、第九管区海上保安本部伏木海上保安部、発電所周辺医療機関その他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 その他</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 附則</p> <p>本計画は、<u>令和 3 年 4 月 1 日</u>から施行する。</p>	<p>地元防災関係機関等の組織名称変更に伴う変更</p> <p>施行日の変更</p>

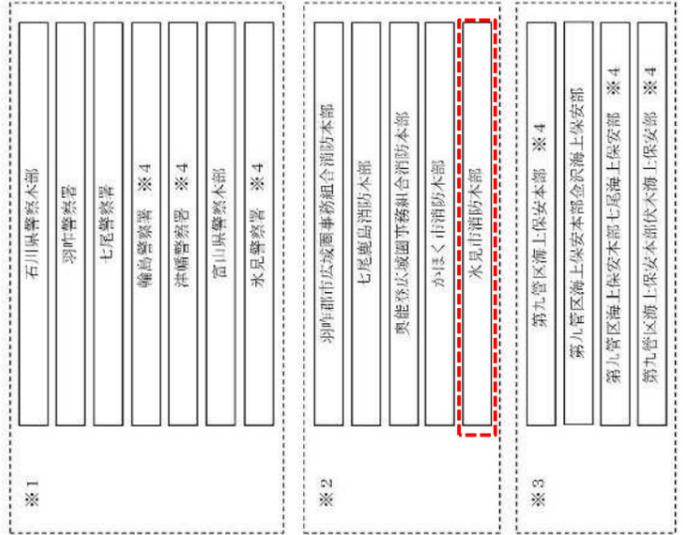
現 行	読替後	備 考
<p data-bbox="587 562 863 604">志賀原子力発電所</p> <p data-bbox="477 695 973 737">原子力事業者防災業務計画 別冊</p>	<p data-bbox="1694 562 1970 604">志賀原子力発電所</p> <p data-bbox="1584 695 2080 737">原子力事業者防災業務計画 別冊</p>	

別図-3 原災法第10条第1項に基づく通報（初回）の連絡経路（1/2）

1. 発電所内での事象発生時の通報経路



現行



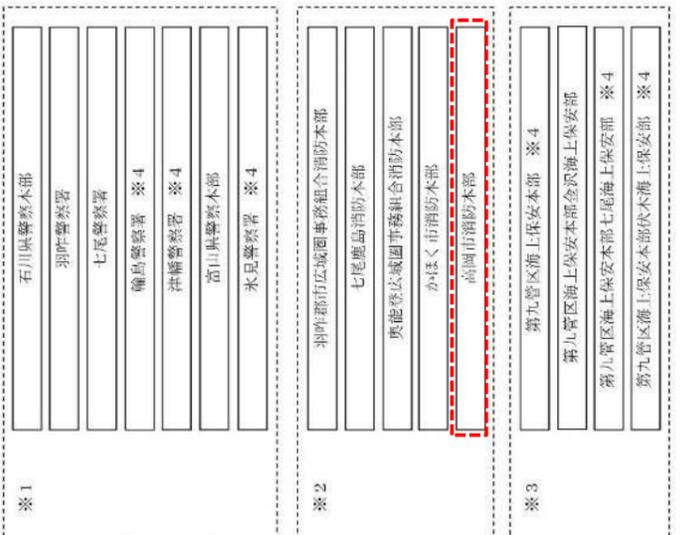
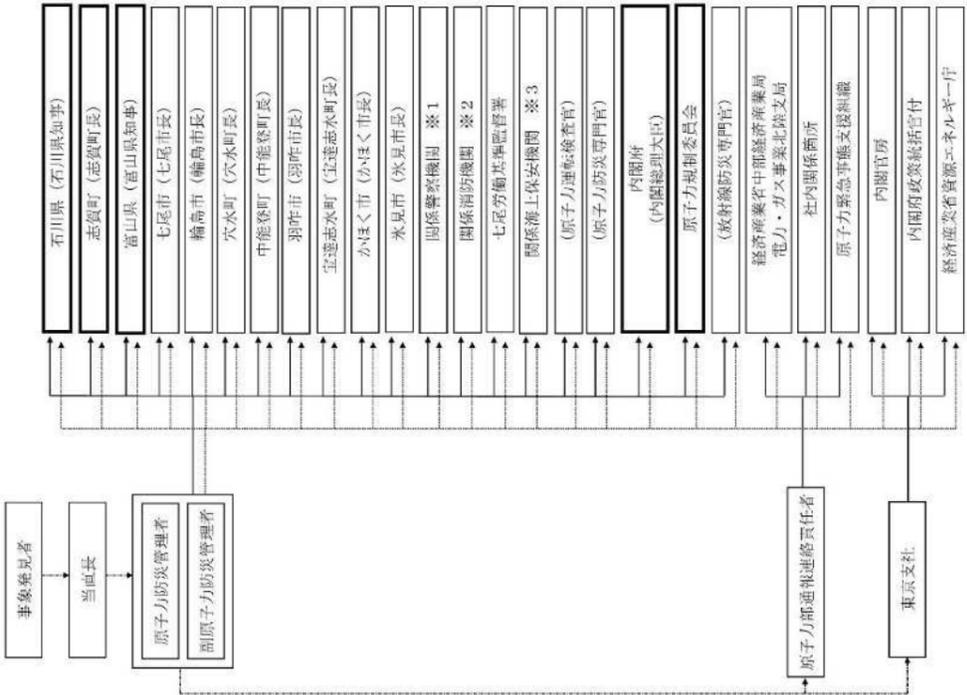
※4 ファクシミリによる通報（一斉FAX）のみ実施

☐：原災法第10条第1項に基づく通報先
→：ファクシミリによる通報（一斉FAX）
→：電話によるFAX着信の確認
→：電話等による連絡

読替後

別図-3 原災法第10条第1項に基づく通報（初回）の連絡経路（1/2）

1. 発電所内での事象発生時の通報経路



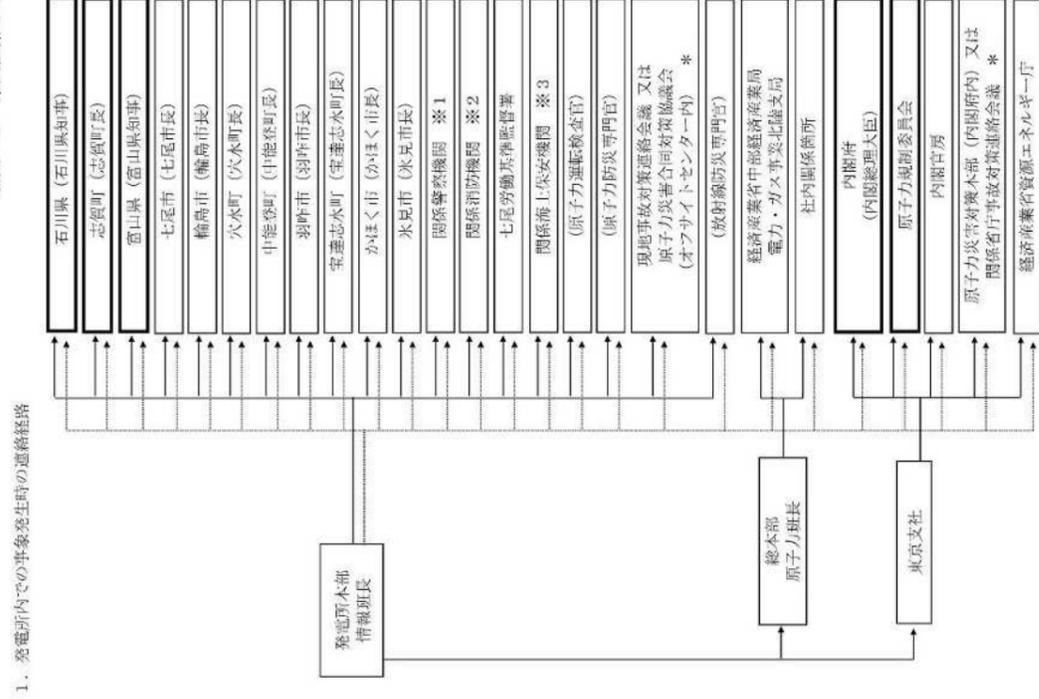
※4 ファクシミリによる通報（一斉FAX）のみ実施

☐：原災法第10条第1項に基づく通報先
→：ファクシミリによる通報（一斉FAX）
→：電話によるFAX着信の確認
→：電話等による連絡

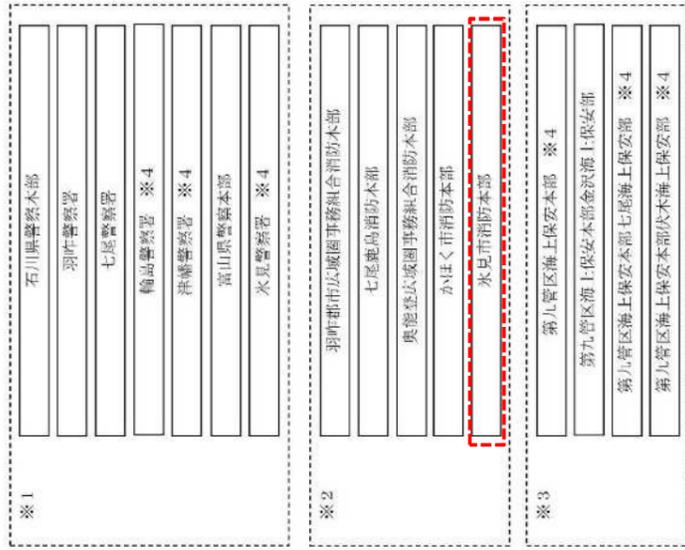
備考

社外の通報連絡先の組織名称変更に伴う変更

別図-4 原災法第10条第1項の通報(初回)後の連絡経路(1/2)



現行



※4 ファクシミリによる通報(一斉FAX)のみ実施

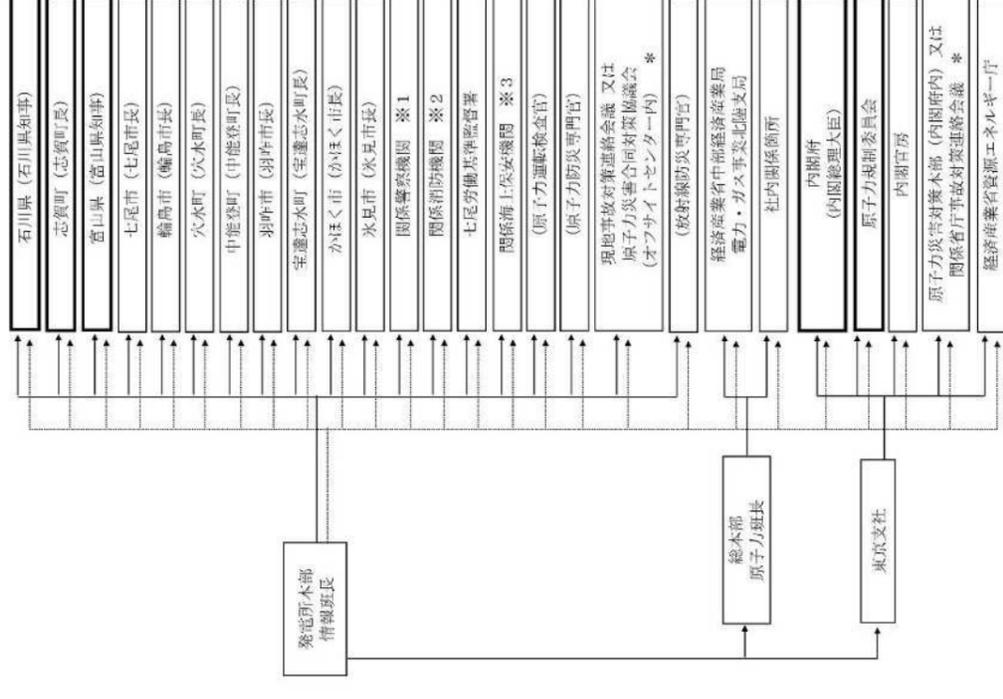
□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先及び
原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

→ : ファクシミリによる送信
(一斉FAX)

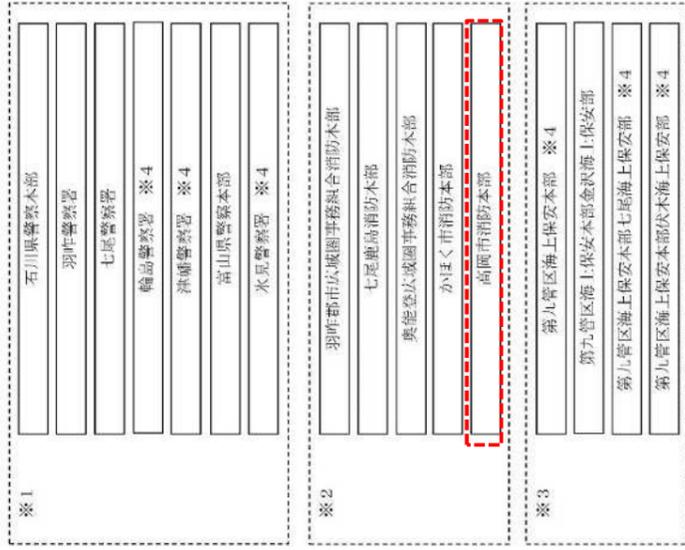
→ : 電話等による連絡

* : 災害対策本部等が設置
されている場合に限る

読替後



別図-4 原災法第10条第1項の通報(初回)後の連絡経路(1/2)



※4 ファクシミリによる通報(一斉FAX)のみ実施

□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先及び
原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

→ : ファクシミリによる送信
(一斉FAX)

→ : 電話等による連絡

* : 災害対策本部等が設置
されている場合に限る

社外の通報連絡先の組織名称変更
に伴う変更

備考